



# 山形県公報

令和2年10月6日(火)  
第144号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……1013
- 公共測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(置賜総合支庁建築課) ……1014

### 人事委員会関係

#### 告 示

- 令和2年度山形県職員採用試験(大学卒業程度)の実施……………同

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第694号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和2年10月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地                           | 事業所の名称及び所在地                   | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日    |
|--------------------------------------------------------|-------------------------------|-------------|----------|
| ユーススタイルラボラトリー株式会社<br>東京都中野区中央一丁目35番6号 レッチフィールド中野坂上ビル6F | 土屋訪問介護事業所 鶴岡<br>鶴岡市茅原町3番32-7号 | 居 宅 介 護     | 令和2.9.30 |
| ユーススタイルラボラトリー株式会社<br>東京都中野区中央一丁目35番6号 レッチフィールド中野坂上ビル6F | 土屋訪問介護事業所 鶴岡<br>鶴岡市茅原町3番32-7号 | 重度訪問介護      | 同        |

### 山形県告示第695号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鶴岡市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和2年10月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
鶴岡市宝町及び同市山王町地内
- 2 公共測量を実施した期間  
令和2年7月21日から同年9月10日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（街区基準点復旧測量）

**山形県告示第696号**

次の開発行為は、完了した。

令和2年10月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
令和2年9月10日 指令置総建第60号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
西置賜郡白鷹町大字山口字若宮2878番2、4636番、2868番3、4640番1、4641番、4634番2
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
西置賜郡白鷹町大字山口2878番地2 株式会社ファースト・カーゴ

**人事委員会関係**

**告 示**

**山形県人事委員会告示第10号**

令和2年度山形県職員採用試験を次のとおり実施する。

令和2年10月6日

山形県人事委員会  
委員長 安 孫 子 俊 彦

- 1 試験の種類  
山形県職員採用試験（大学卒業程度）
- 2 試験区分及び採用予定人員  
総合土木 約5名  
建築 若干名  
林業 約5名
- 3 試験の程度  
大学卒業程度
- 4 対象となる職  
行政職給料表の職務の級1級の職又はこれに相当する職
- 5 給与

この試験に合格し採用された者が、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の適用を受ける場合の給料は原則として次表のとおりである。このほか、同条例等の定めるところにより諸手当が支給される。

なお、公営企業の管理者が定める職に採用された場合もこれとほぼ同額の給料及び諸手当が支給される。

| 適用給料表   | 給料     |
|---------|--------|
| 行政職給料表  | 1級25号給 |
| 研究職給料表※ | 2級1号給  |

※ 試験研究又は調査研究業務に従事する場合には研究職給料表が適用される。

6 受験資格

次のいずれかに該当する者。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当する者は受験できない。

(1) 昭和56年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者

(2) 平成11年4月2日以降に生まれた者で次に掲げる者

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和3年3月31日までに卒業見込みの者

イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者

7 試験日、試験種目及び実施する試験区分、試験地、合格者発表

(1) 第1次試験

次表のとおりである。

なお、専門試験の出題分野は、別表のとおりである。

| 試験日               | 試験種目及び実施する試験区分 | 試験地          | 合格者発表                                                          |
|-------------------|----------------|--------------|----------------------------------------------------------------|
| 令和2年<br>11月15日（日） | 教養試験（多肢選択式）    | 全試験区分<br>山形市 | 11月27日（金）<br>合格者の試験区分及び受験番号を山形県庁屋外掲示板に掲示して発表するほか、合格者には書面で通知する。 |
|                   | 専門試験（多肢選択式）    |              |                                                                |

(2) 第2次試験

次表のとおりである。

| 試験日                            | 試験種目及び実施する試験区分 | 試験地          | 合格者発表                                                               |
|--------------------------------|----------------|--------------|---------------------------------------------------------------------|
| 11月15日（日）                      | 人物試験（適性検査）     | 全試験区分<br>山形市 | 12月下旬<br>合格者の試験区分及び受験番号を山形県庁屋外掲示板に掲示して発表するほか、第2次試験受験者全員に書面で合否を通知する。 |
| 12月10日（木）<br>（予定）              | 人物試験（外国語資格調査）  |              |                                                                     |
|                                | 論文試験           |              |                                                                     |
| 12月10日（木）又は11日（金）のうち指定する1日（予定） | 人物試験（個別面接）     |              |                                                                     |

8 各試験種目の配点

次表のとおりである。

英語・中国語・韓国語の外国語試験で一定以上のスコア等を有する者に外国語資格加点を行う。

なお、第1次試験合格者は、第1次試験の試験種目についての結果に基づき決定し、最終合格者は、第2次試験の試験種目についての結果に基づき決定する。また、各試験種目に合格基準を定め、1つでも基準に達しないものがある場合には不合格とする。

| 第1次試験 |      | 第2次試験 |      |         |
|-------|------|-------|------|---------|
| 教養試験  | 専門試験 | 論文試験  | 人物試験 |         |
|       |      |       | 個別面接 | 外国語資格加点 |
| 150点  | 150点 | 100点  | 400点 | 15点     |

9 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に記載され、採用はこの名簿に記載された者の中から行われる。

10 受験手続

受験希望者は、山形県及び県内市町村の電子申請のホームページ「やまがた e 申請」(https://www.pref.yamagata.jp/online\_ymg/shinsei/e-tetsuzuki99.html) により、令和2年10月6日（火）午前9時から同年11月6日（金）午後5時15分まで（期間内に受信したものに限り有効とする。）に申込みを行うものとする。

ただし、電子申請による手続ができない特段の事情がある場合は、令和2年10月28日（水）午後5時までに山形県人事委員会事務局の承認を受け、同年11月6日（金）までに郵送又は持参の方法により申込みを行うことができるものとする（郵送の場合は、同月6日（金）までの消印のあるものに限り、持参の場合は、閉庁日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）を除く午前8時30分から午後5時15分までの間に限り受け付ける。）。

11 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、山形県人事委員会事務局に行うこと。
- (2) 受験に関する問合せを郵便で行う場合には、84円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別表

| 試験区分 | 出題分野                                                            |
|------|-----------------------------------------------------------------|
| 総合土木 | 数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物 |
| 建築   | 数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工                |
| 林業   | 森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学                  |

正 誤

|            |            |     |   |     |     |
|------------|------------|-----|---|-----|-----|
| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行 | 誤   | 正   |
| 令和 2. 9.18 | 第139号      | 963 | 8 | 28番 | 23番 |